プラットフォーム協同組合とは

調査第一部長　重頭ユカリ

1　デジタル経済の発展

インターネットを介して、商品やサービスの売買、遊休資産の貸し借り、単発または短期の仕事の受発注等を行う経済活動が急速に普及している。

取引において、買い手と売り手といった取引相手をインターネット上で結びつけるのが「デジタルプラットフォーム」である。デジタルプラットフォームを提供する企業は急速に成長し、世界経済での重要性を高めている。2008年の株式時価総額の世界トップ10企業は、石油、製造、通信、金融中心だったが、18年には６社がアップル、アルファベット（グーグル等の持株会社）、アマゾン等のデジタルプラットフォーム企業になった。(注1)

2　急速な巨大化のひずみ

ティロールは『良き社会のための経済学』(2018)において、プラットフォームについて以下のように説明している。デジタル技術の出現で取引相手を見つけることが容易になると、誰と取引するのが最もよいかを判定することが問題になる。そこで、売り手の評価を買い手に知らせ、買い手の好みに応じたサービスを推奨してくれるプラットフォームの役割が重要になる。また、ある財またはサービスの利用者が増加すると、その財またはサービスの利便性や効用が増加する「ネットワーク外部性」と、「スケールメリット」の２つの要因により、インターネット経済では「勝者総取り」が起きやすい。１つか２つのデジタルプラットフォーム企業が市場を支配するケースが多いのはそのためである。

実際、先にみたように、デジタルプラットフォーム企業は急速に巨大化してきたのだが、それに伴い問題点も生じている。代表的なものとして、独占的な地位を背景に、商品やサービスを販売する売り手等に一方的に手数料の引上げを行うなど、不公正な取引が行われることが挙げられる。また、デジタルプラットフォームを介して労働力等を提供する人は自営業者として扱われ、労働者としての権利が十分に守られないことや、プラットフォームの利用者に関するデータが本人の同意なく収集され、望まないかたちで利用されてしまうこと等が挙げられよう。

3　設立が進むプラットフォーム協同組合

こうした問題を解決するために、設立が進んできたのが「プラットフォーム協同組合」である。14年にアメリカのトレバー・ショルツ准教授が「プラットフォーム協同組合主義対シェアリングエコノミー」という記事(注2)を執筆し、こうした協同組合が注目を集めるようになった。記事では、１つの例として、12年にドイツで立ち上げられた協同組合フェアモンドが紹介されている。同組合は、責任ある消費を推進するため、オーガニックや環境に配慮した商品を販売するオンラインショッピングサイトを運営している。

18年には、イギリスの協同組合の全国団体CO-OPERATIVES UKとnesta財団が、プラッ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　プラットフォーム協同組合の類型

類型	特徴	具体例
マルチステークホルダー/コミュニティプラットフォーム	プラットフォームを介してやりとりされる製品やサービスの利用者、生産者、プラットフォーム開発者が組合員・所有者	Resonateは、ブロックチェーンテクノロジーを利用した音楽ストリーミングサービスを行う。アーティスト、リスナー、労働者が組合員
		Equal Care Cooperativeは、介助される人、その家族、労働者、投資者が組合員（組合員にならなくても介助は受けられる）
生産者主導（Producer-led）プラットフォーム	地理的に分散した生産者はデジタルプラットフォームを通じて生産物やサービスをまとめて販売	Stocksy Unitedは、63か国のほぼ1,000人が、組合員として写真やビデオ映像を提供。コンテンツにライセンスを付与しロイヤルティを受け取る
		Green Taxi Cooperativeは、アメリカ・デンバーを拠点とする、タクシー運転手が組合員の労働者協同組合。カスタマイズされたアプリを利用して配車
コンソーシアム/労働者プラットフォーム	個別の労働者ではなく、労働協同組合向けに、サービスを媒介するチャネルとしてプラットフォームを提供	Up&Goは、ニューヨークに拠点を置く4つの労働者協同組合が立ち上げた、保証された公正な賃金でオンデマンドの清掃サービスを提供するプラットフォーム
データコンソーシアムプラットフォーム	組合員のかわりにデータを管理するために組成	MIDATAは、スイスを拠点とする医療データ協同組合。組合員である患者は医療記録、個人のゲノム等のデータを医療専門家や研究者と安全に共有することを決定でき、自主的な売却によって得られた利益を利用できる

資料　Borkin, S.（2019）の内容をもとに作成

トフォーム協同組合の可能性と成長の障壁について調べるため、ワークショップやヒアリングを行った。その結果を踏まえて19年に刊行されたのが「プラットフォーム協同組合－資本問題の解決(注3)」である。

4　プラットフォーム協同組合の特徴

プラットフォーム協同組合の定義としては、サットンの「サービスを提供したり製品を販売したりするために設計されたデジタルプラットフォームであり、それに依拠し、参加する人々によって共同で所有および管理される」というものがしばしば用いられる。上記レポートはこの定義を参照しつつも、それにおさまらないものがある可能性を指摘し、多様性に対応する類型として第１表の４つを挙げた。

これらのプラットフォーム協同組合は、オープンで民主的な組合員制度を持つという共通点があるが、組合員を労働者ないしは消費者に限定するものから、労働者・生産者・消費者を含むマルチステークホルダー型のものまで幅広さに違いがある。また、表中のUp&Goのように労働力の提供中心のものや、MIDATAのように労働とは関係しないものなど、取引活動を支える労働の集約度にも違いがある。

先に挙げた巨大プラットフォーム企業がもたらした問題に対しては、ステークホルダーがプラットフォーム協同組合の組合員となることで、取引条件の公正性や透明性の確保、労働者の権利の保護、個人情報の不当な利用防止といった対抗策をとっている。

同レポートでは、プラットフォーム協同組合の発展に必要な資本調達の問題に対し、いくつかの提案を行っている。CO-OPERATIVES UKは、既にプラットフォーム協同組合を支援するプログラムを立ち上げているが、新しい協同組合がセクター全体にどのような影響をもたらすのか注目したい。

（しげとう　ゆかり）

（注１）未来投資会議配布資料（第23回、19年２月13日）
（注２）Scholz, T.（2014）“Platform Cooperativism vs. the Sharing Economy” https://medium.com/@trebors/platform-cooperativism-vs-the-sharing-economy-2ea737f1b5ad（20年６月８日アクセス）
（注３）Borkin, S.（2019）“Platform co-operatives -solving the capital” https://www.nesta.org.uk/documents/1191/Nesta_Platform_Report_AW_v4_3.pdf（20年６月８日アクセス）